

第30号議案

令和2年度蒲郡市モーターボート競走事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度蒲郡市モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 開 催 日 数	192日
(2) 年間勝舟投票券発売金	111,240,000千円
(3) 一日平均勝舟投票券発売金	579,375千円
(4) 年間場間場外受託発売金	13,380,730千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 競艇事業収益	116,090,200千円
第1項 営業収益	115,988,059千円
第2項 営業外収益	102,111千円
第3項 特別利益	30千円
支 出	
第1款 競艇事業費用	113,153,100千円
第1項 営業費用	109,777,504千円
第2項 営業外費用	3,355,566千円
第3項 特別損失	30千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,585,900千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65,199千円、減債積立金287,094千円、建設改良積立金653,267千円並びに過年度分損益勘定留保資金580,340千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	0千円
第1項 企業債	0千円

支	出
第1款 資本的支出	1, 585, 900千円
第1項 建設改良費	718, 466千円
第2項 企業債償還金	287, 094千円
第3項 投 資	570, 340千円
第4項 予 備 費	10, 000千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
広 告 宣 伝 事 業	令和3年度	2, 500
出 走 表 発 行 事 業	令和3年度	120, 000
ファンサービス事業	令和3年度	25, 500

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用
- (2) 資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 659, 497千円
- (2) 交 際 費 1, 000千円

令和2年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明